

都市計画道路網の見直しの素案（案）について

都市計画道路網の見直しにつきましては、平成 16 年度に都市計画審議会に諮問し、答申を踏まえ、見直しのガイドラインとなる「見直しの考え方」、見直しの規模等を示した「見直しの方向」を策定してまいりました。

この度、これまでのパブリックコメント等に寄せられた市民意見や市会の皆さまの意見も踏まえながら、見直しの対象となる未着手の都市計画道路を廃止、変更、追加、存続の 4 つのパターンに分類した「見直しの素案（案）」を作成しましたので、ご報告いたします。

1 見直しの結果

平成 18 年度末現在の都市計画道路（約 689km）のうち、「幹線街路」の未着手の路線・区間（71 路線、約 196km）を対象として、「見直しの考え方」で示された 6 つの視点により、評価・検証を行い、「見直しの素案（案）」として取りまとめました。

☆存続候補・・・必要性があり、現計画通り。

64 路線、約 173km

☆変更候補・・・既存ストックの有効利用やルート、幅員の見直しなどによる。

14 路線、約 13km

☆追加候補・・・インターチェンジアクセス強化や地域の骨格的な路線として重要な道路

3 路線、約 6km

☆廃止候補・・・代替ルートが確保されていることや、廃止により「まとまりのある緑」が保全されること、などの理由による。

7 路線、約 10km

2 優先整備路線について

本市の基本構想や中期計画との整合を図りつつ、費用対効果や地域課題への対応などを総合的に評価し、優先的に事業着手する路線を「優先整備路線」としてお示しました。

☆第 1 期（平成 19 年～27 年度頃までに事業着手）

☆第 2 期（平成 28 年～37 年度頃までに事業着手）

3 広報及び説明会などについて

☆「見直しの素案（案）」については、「広報よこはま」（各区版）平成 20 年 1 月号に説明資料を挟み込み、市民配布いたします。

☆平成 20 年 1 月から 2 月にかけて、各区でオープンハウスを開催するほか、市内 4 地域で各 2 箇所、計 8 箇所の会場で、説明会を開催いたします。（裏面参照）

4 今後の進め方

☆今後、説明会等でいただいた市民の意見も踏まえながら、平成 19 年度内を目途とし「都市計画道路網の見直しの素案」として取りまとめてまいります。

☆平成 20 年度以降は、対象路線・区間についての構造検討等が整ったところから、市民意見も踏まえつつ、順次、都市計画の手続きを行ってまいります。

「都市計画道路網の見直しの素案（案）」説明会及びオープンハウス開催日程表

地域	説明会 午後7時～8時30分	オープンハウス 午前9時30分～午後4時45分			
北 部	1/28（月）青葉公会堂講堂 2/8（金）港北公会堂ホール	都筑	1/24	木	都筑公会堂 第1会議室（2階）
		青葉	1/28	月	青葉区役所 1階区民ホール
		緑	2/4	月	緑区役所 第2会議室（2階）
		港北	2/8	金	港北公会堂 1号会議室（2階）
東 部	2/13（水）鶴見公会堂ホール 2/22（金）開港記念会館講堂	神奈川	2/1	金	神奈川区役所 別館1階区民ホール
		南	2/6	水	南公会堂 2・3号会議室
		西	2/12	火	西区役所 1階区民ホール
		鶴見	2/13	水	鶴見公会堂 1・2号会議室
		中	2/22	金	中区役所 6階会議室
南 部	1/25（金）戸塚公会堂講堂 1/31（木）磯子公会堂講堂	金沢	1/23	水	金沢区役所 中庭1号会議室（2階）
		戸塚	1/25	金	戸塚公会堂 1号会議室 （戸塚センター3階）
		磯子	1/31	木	磯子公会堂 第1集会室・梅林（1階）
		栄	2/7	木	栄区役所 5号会議室（本館3階）
		港南	2/19	火	港南区役所分室 （区庁舎地下1階）
西 部	2/5（火）旭公会堂講堂 2/15（金）瀬谷公会堂講堂	保土ヶ谷	1/29	火	保土ヶ谷区役所 202会議室（2階）
		旭	2/5	火	旭公会堂 1・2号会議室 （総合庁舎4階）
		泉	2/14	木	泉区役所 1A会議室（1階）
		瀬谷	2/15	金	瀬谷区役所 第5会議室 （区庁舎3階）

都市計画道路網の見直しの素案（案）について

「広報よこはま 1 月号」折り込み「横浜市道路局からのお知らせ（2ページ～4ページ）」

「都市計画道路網の見直しの素案（案）」 目次

- | | |
|-------|------------------------------|
| 2 ページ | 1 これまでの取り組み |
| | 2 見直しの検討対象 |
| | 3 見直しの素案（案）策定までの流れ |
| 3 ページ | 4 路線数と延長 |
| | 5 今後の進め方（平成 20 年度以降） |
| | 6 都市計画道路網の見直しに伴う沿道土地利用制限について |
| 4 ページ | 7 優先整備路線 |
| | 8 説明会・オープンハウスの開催日程 |
| | 9 ご意見について |

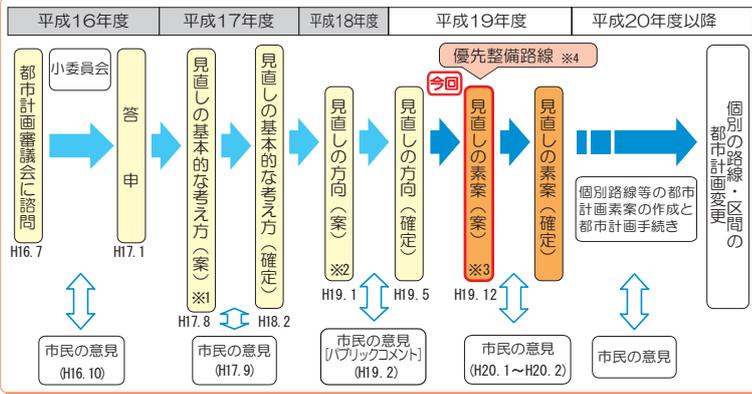
※ 「広報よこはま 1 月号」に折り込む「道路局からのお知らせ」では、1 ページ目が各区版となります。（資料－2 参照）

都市計画道路網の見直しの素案(案)について

現在の都市計画道路の多くは、昭和40年代までに都市計画決定されており、その後、全市のな見直しは行われていない状況にあります。この間に、都市構造が大きく変化するとともに、社会状況も様々な面で変化してきていることから、これらの変化に適切に対応する必要があります。そこで、横浜市では、将来を見据えつつ、全市的な観点から骨格的な道路網の検証を行うとともに、地域的な観点から、個別の路線・区間について必要性を検証し「都市計画道路網の見直し」を行っています。

1 これまでの取り組み

平成16年度に都市計画道路網の見直しに着手し、横浜市都市計画審議会からの答申や、パブリックコメントでいただいた市民の皆さまからの意見などを踏まえ、今回「見直しの素案(案)」として取りまとめています。



- ※1 基本的な考え方 「答申」に基づき、今後の見直し作業のガイドラインとなるものです。
- ※2 見直しの方向 「基本的な考え方」に基づき、見直しの概ねの規模(将来の望ましい都市計画道路の水準、概ねの事業費、事業期間)などを示したものです。
- ※3 見直しの素案(案) 「存続」、「変更」、「追加」、「廃止」のそれぞれの候補路線・区間を示したものです。
- ※4 優先整備路線 優先的に事業着手する路線を「優先整備路線」として示したものです。

2 見直しの検討対象

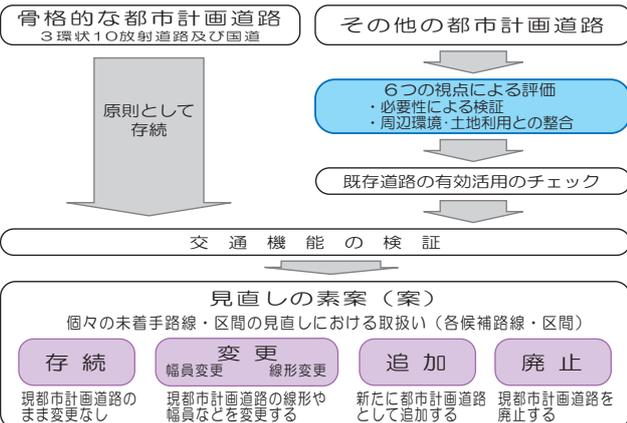
都市計画道路の種類には、「自動車専用道路」、「幹線街路」、「区画街路」、「特殊街路」の4種類があります。都市計画道路網の見直しの検討対象は、「幹線街路」の未着手路線・区間とします。

- 自動車専用道路** もっぱら自動車の交通のための道路
- 幹線街路** 都市内におけるまとまった交通を受け持ち、都市の骨格を形成する道路
- 区画街路** 地区における宅地の利用のための道路
- 特殊街路** 自転車や歩行者の専用道路や、新交通システム等の交通を目的とした道路

【見直しに着手した平成16年度の未着手路線は、78路線、約211kmでしたが、その後、事業着手した路線などもあることから、平成18年度末現在の未着手路線は、71路線、約196kmとなっています。】

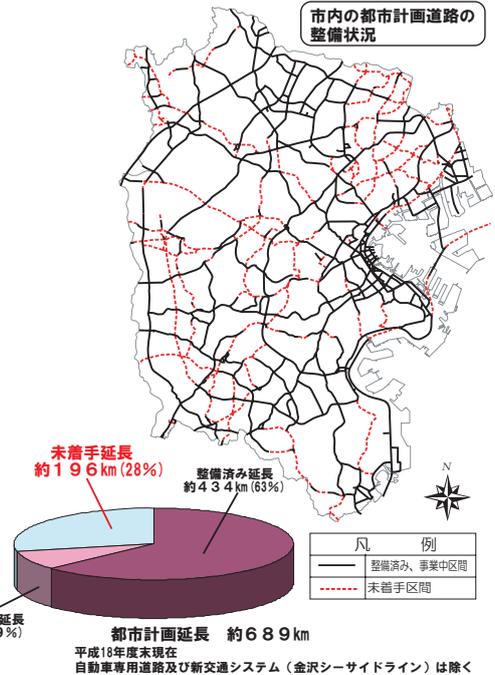
3 見直しの素案(案)策定までの流れ

見直しの素案(案)策定にあたっては、既存の都市計画道路を骨格的な都市計画道路とその他の都市計画道路に分類し、6つの視点による評価や既存ストックの有効活用へのチェックなど、総合的に評価・検証し、「存続」、「変更」、「追加」、「廃止」に分類すると共に、必要な路線を「追加」しました。なお、個別路線・区間を評価・検証する際には、パブリックコメントで多く寄せられたご意見、「安全な歩行空間の確保」、「沿道環境の保全」、「既存の幹線街路の慢性的な渋滞解消」を重視して評価しました。



● 道路にはどのような機能があるの?

- 交通機能** 人や物資の行き来のための
- まちづくりを支える市街地形成機能**
- 空間機能** 避難・救護活動のための通路、延焼防止帯 電気、上下水道などの収納空間としての

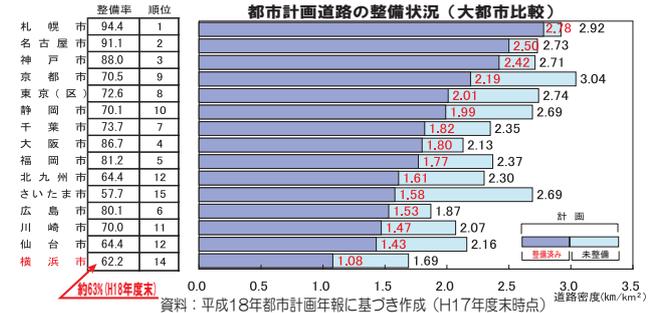


- 活あるまちづくり** 市街地開発事業と一体的に整備を行うなど、都市機能の集積が期待できるか
- 安全なまちづくり** 災害時の緊急輸送路や避難路となり得るか、大規模火災時の延焼防止効果が期待できるか
- 環境に配慮したまちづくり** 交通を円滑にすることにより沿道の環境改善効果が期待できるか、まとまりや連続性のある緑地などに配慮しているか、まちなみや景観にも配慮しているか
- 人にやさしいまちづくり** 交通事故の減少効果が期待できるか、安全な歩行空間の確保が見込めるか
- 円滑な移動** 混雑緩和が期待できるか、道路ネットワークを連続させることにより、ボトルネックの解消などが期待できるか
- 周辺土地利用との整合** 地域の分断に配慮しているか、周辺の土地利用と整合しているか、面的な開発事業と一体的に計画されているか

● 都市計画道路ってなに？

- 都市計画道路とは、法律（都市計画法）に基づいて、あらかじめルート・幅員などが決められた、都市の骨格となり、まちづくりに大きく関わる道路のことです。都市の将来像を踏まえて計画されます。
- 都市計画道路は、大規模な道路が多く、整備費用も多額になることから、計画を立ててすぐに事業化することは難しく、優先度が高いものから計画的、効率的に整備しています。
- そのため、都市計画道路が計画されている場所では、将来的に道路整備が円滑に進むように、建物の建築に際して一定の制限がかかっています。

● 都市計画道路の状況は？



- 計画延長約689kmのうち、整備済みは約6割で、他都市と比べて遅れています。
- 市の面積に対する都市計画道路の延長（道路密度）が、他都市に比べて低い水準です。

都市計画道路網の見直しの素案（案）



変更候補

- ① 環状3号線（瀬谷区）
- ② 宮内新横浜線（港北区）
- ③ 日吉元石川線（港北区）
- ④ 川崎町田線（港北区）

- ⑤ 横浜上麻生線（神奈川区、港北区）
- ⑥ 鳥山線（港北区）
- ⑦ 環状4号線（栄区）
- ⑧ 鶴見三ツ沢線（神奈川区）
- ⑨ 岸谷線（鶴見区）

- ⑩ 瀬谷地内線（瀬谷区）
- ⑪ 坂本鶴ヶ峰線（保土ヶ谷区）
- ⑫ 高田日吉線（港北区）
- ⑬ 大田神奈川線（鶴見区）
- ⑭ 保土ヶ谷二俣川線（保土ヶ谷区）

追加候補

- △（仮称）白根線（旭区）
- △（仮称）新吉田中川線（都筑区）
- △（仮称）上矢部岡津線（戸塚区、泉区）

廃止候補

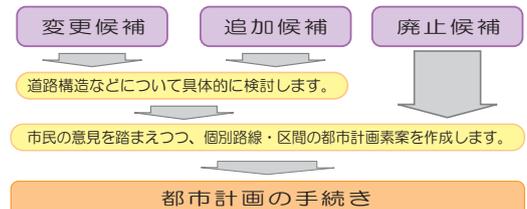
- ① 上永谷戸塚線（戸塚区）
- ② 日吉元石川線（港北区）
- ③ 磯子浜松町線（磯子区、西区、南区）
- ④ 奈良1号線（青葉区）
- ⑤ 鶴見師岡線（鶴見区、港北区）
- ⑥ 川上川島線（保土ヶ谷区、戸塚区）
- ⑦ 大口線（神奈川区）

4 路線数と延長

	路線数	延長
存続候補	64路線	約173km
変更候補	14路線	約13km
追加候補	3路線	約6km
廃止候補	7路線	約10km
見直し後の延長		約191km

- ・路線は重複しているものがあります。
- ・延長の合計は四捨五入の関係で合いません。

5 今後の進め方（平成20年度以降）



● 今後の見直しは？

都市計画道路網は、長期的な視点に立って計画するものですが、長期にわたって着手できない路線もあることから、社会状況の変化等も考慮し、一定の期間が経過することに見直しを行ってまいります。

6 都市計画道路網の見直しに伴う沿道土地利用制限について

都市計画道路網の見直しに伴い、全ての該当路線の沿道土地利用について点検・検討します。

- ①沿道型用途地域等（※1）・・・【問い合わせ先 まちづくり調整局都市計画課 TEL045-671-2657 FAX045-664-7707】
 - ・廃止候補のうち、沿道型用途地域等を指定している2路線（磯子浜松町線、鶴見師岡線）については、沿道の土地利用等を点検した結果、既に現行用途地域等に基づく土地利用が定着していることから、現在の用途地域等の変更は行わない予定です。
 - ・変更および追加候補については、そのルート・構造の確定など道路整備の進捗状況にあわせ、路線毎に土地利用状況等を確認しながら、沿道型用途地域等の変更について検討をしていきます。
 - ※1 沿道型用途地域等 = 都市計画道路沿いに、一定の範囲で定めた用途地域等（用途地域、高度地区、防火地域・準防火地域）
- ②市街化調整区域の形態制限・・・【問い合わせ先 まちづくり調整局建築企画課 TEL045-671-2933 FAX045-641-2756】
 - ・市街化調整区域において建築物を建築する場合（※2）、建築基準法及び都市計画法により建築物の形態制限（建ぺい率、容積率、高さ等）が定められています。幅員18m以上で都市計画決定された幹線街路の境界線から50mの区域は、他の区域と異なる制限が適用されますが、「廃止」「変更」候補路線の沿道区域については、都市計画変更に合わせて、適用区域も変更する予定です。
 - ※2 市街化調整区域内の建築行為等は都市計画法に基づき一定の条件を満たす場合のみ行うことが可能となります。

○都市計画道路等の都市施設の区域内で建築物を建築する場合は、都市計画法により許可が必要となります。

【問い合わせ先 まちづくり調整局都市計画課 TEL045-671-2657 FAX045-664-7707】

7 優先整備路線

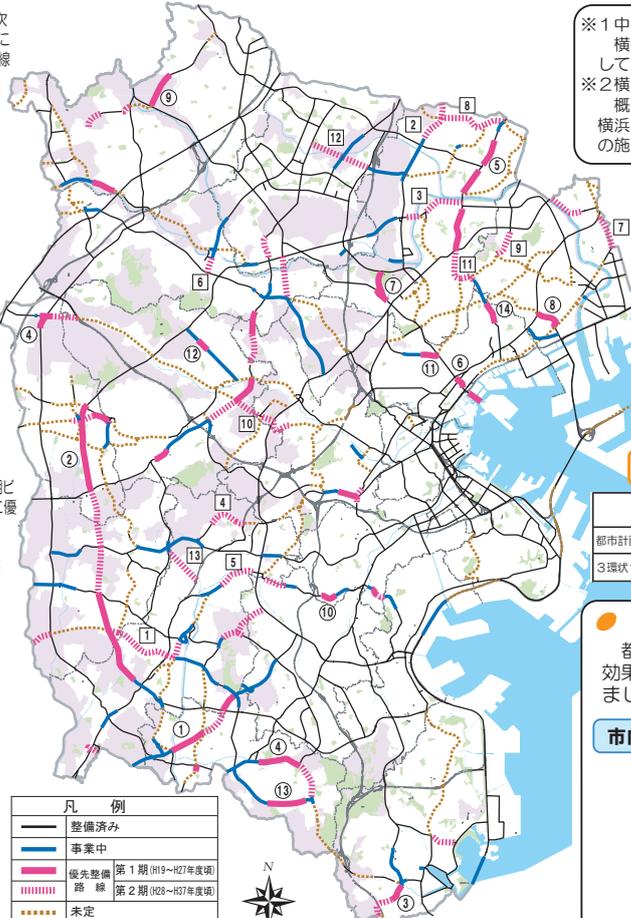
都市計画道路の整備は、市民生活や企業の経済活動・地域のまちづくりに大きな影響を及ぼすことが考えられることから、横浜市基本構想や中期計画との整合を図りつつ、費用対効果や地域課題への対応などを総合的に評価し、優先的に事業着手する路線を「優先整備路線」としてお示します。

第1期 (平成19~27年度頃) 中期計画(※1)及び次期中期計画期間までに優先的に着手する路線

- 【代表的な路線】
- 3環状10放射道路を中心とした主要な幹線道路のネットワーク構築
 - 1 横浜藤沢線
 - 2 環状3号線
 - 3 横浜逗子線
 - 4 環状4号線
 - 5 東京丸子横浜線 など
 - 鉄道による分断の解消等
 - 6 横浜上麻生線
 - 7 鳥山線
 - 8 岸谷線
 - バス通りの安全対策等
 - 9 恩田元石川線
 - 10 汐見台平戸線
 - 11 六角橋線
 - 12 (仮称)白根線
 - 横浜環状道路関連及びインターアクセス改善
 - 13 上郷公田線
 - 14 大田神奈川線 など

第2期 (平成28~37年度頃) 基本構想(※2) (長期ビジョン) 目標年までに優先的に着手する路線

- 【代表的な路線】
- 3環状10放射道路を中心とした主要な幹線道路のネットワーク構築
 - 1 桂町戸塚遠藤線
 - 2 宮内新横浜線
 - 3 川崎町田線
 - 4 権太坂和泉線
 - 5 国道1号線 など
 - 鉄道による分断の解消等
 - 6 中山北山田線
 - 7 浜町矢向線
 - バス通りの安全対策等
 - 8 高田日吉線
 - 9 大田神奈川線
 - 10 坂本鶴ヶ峰線 など
 - 横浜環状道路関連及びインターアクセス改善
 - 11 菊名線 (仮称)新吉田中川線
 - 12 (仮称)上矢向岡津線 など



※1 中期計画とは
横浜市基本構想(長期ビジョン)を着実に具体化していくための、5か年の実施計画です。
※2 横浜市基本構想(長期ビジョン)とは
概ね2025年頃(現在から約20年間)を展望し、横浜市の目指すべき都市像や、それを実現するための施策の基本方向などを規定しています。

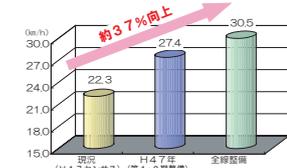
● 3環状10放射道路ってなに?
横浜市内を環状方向に連絡する、環状2号線などの3本の環状道路と、市中心部と郊外部とを結び、横浜藤沢線などの10本の放射道路を3環状10放射道路と位置づけ、重点的に整備を進めています。

整備率の推移

	現在 (平成18年度末)	第1期完了時 (平成37年度頃)	第2期完了時 (平成47年度頃)
都市計画道路	63%	約75%	約80%
3環状10放射道路	7.2%	約9.0%	概ね完成

● どんな整備効果があるの?
都市計画道路網の整備によって得られる効果を、以下の3つの指標について算出しました。

市内平均走行速度



8 説明会・オープンハウスの開催日程

「都市計画道路網の見直しの素案(案)」についての説明会を、市内の北部、東部、南部、西部の4地域毎に各2回ずつ開催するとともに、市内18区毎に、会場にパネルを展示し、皆さまからのご質問などにお答えするオープンハウスを開催します。

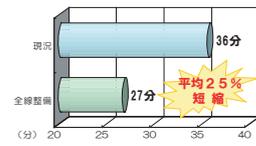
地域	説明会 午後7時~8時30分	オープンハウス 午前9時30分~午後4時45分
北部	1/28 (月) 青葉公会堂講堂	都筑 1/24 木 都筑公会堂第1会議室 (2階)
		青葉 1/28 月 青葉区役所1階区民ホール
	2/8 (金) 港北公会堂ホール	緑 2/4 月 緑区役所第2会議室 (2階)
		港北 2/8 金 港北公会堂1号会議室 (2階)
東部	2/13 (水) 鶴見公会堂ホール	神奈川 2/1 金 神奈川区役所別館1階区民ホール
		南 2/6 水 南公会堂2・3号会議室
	2/22 (金) 開港記念会館講堂	西 2/12 火 西区役所1階区民ホール
		鶴見 2/13 水 鶴見公会堂1・2号会議室
	中 2/22 金 中区役所6階会議室	
南部	1/25 (金) 戸塚公会堂講堂	金沢 1/23 水 金沢区役所中庭1号会議室 (2階)
		戸塚 1/25 金 戸塚公会堂1号会議室 (戸塚センター3階)
	1/31 (木) 磯子公会堂講堂	磯子 1/31 木 磯子公会堂第1集会所・梅林 (1階)
		栄 2/7 木 栄区役所5号会議室 (本館3階)
西部	2/5 (火) 旭公会堂講堂	港南 2/19 火 港南区役所分室 (区庁舎地下1階)
		保土ヶ谷 1/29 火 保土ヶ谷区役所202会議室 (2階)
	2/15 (金) 瀬谷公会堂講堂	旭 2/5 火 旭公会堂1・2号会議室 (総合庁舎4階)
		泉 2/14 木 泉区役所1A会議室 (1階)
瀬谷 2/15 金 瀬谷区役所第5会議室 (区庁舎3階)		

※ご来場の際には、公共交通機関をご利用ください。
※手話通訳が必要な方は、10日前までにご連絡ください。
横浜市広報印刷物登録 第190446号 類別・分類G-JE030

幹線街路が全線整備された場合には、横浜市内における車の平均走行速度が、現況と比較して約37% (約8km/h) 向上します。
また、速度向上などによる時間短縮がもたらす便益は、年間約4,800億円と見込まれます。

市境から横浜都心までの平均到達時間

幹線街路が全線整備された場合には、市境付近から横浜都心までの到達時間が、現況と比較して平均で約25% (約9分) 短縮します。



市境から横浜都心までの到達時間を距離に換算したイメージ図



自動車の走行による二酸化炭素(CO2)排出量

優先整備路線(第1期、第2期)を整備することによって、整備しなかった場合と比べて、CO2排出量が年間約26万トン削減されます。

幹線街路を全線整備することによって、整備しなかった場合と比べて、CO2排出量が年間約32万トン削減されます。

樹齢50年のスギ約1,900万本が年間に吸収する量に相当します

樹齢50年のスギ約2,300万本が年間に吸収する量に相当します

9 ご意見について

「見直しの素案(案)」に対するご意見については、お住まい(区、町名)をご記入のうえ、「郵便」、「FAX」もしくは「Eメール」にて、下記の道路局企画課宛までお願い致します。(※切:平成20年2月29日(金)消印有効)

《問い合わせ先》
横浜市道路局 計画調整部 企画課 都市計画道路担当
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
北・東部担当 TEL: 045-671-2773
南・西部担当 TEL: 045-671-4306
FAX: 045-651-6527
E-mail: do-minaoshi@city.yokohama.jp

横浜市コールセンター
TEL 045-664-2525
朝8時から夜9時 年中無休
12100

道路・安全管理委員会資料
平成 19 年 12 月 17 日
道 路 局

都市計画道路網の見直しの素案（案）について （各区版）

【「広報よこはま 1 月号」折り込み 道路局からのお知らせ】

横浜市道路局からのお知らせ 抜きとってご覧ください。 平成20年1月発行 1

「都市計画道路網の見直しの素案（案）」について（〇〇区）

- 〇〇区の見直しの素案（案） — P1
- 〇〇市の「見直しの素案（案）」 — P2, 3
- 〇〇優先整備路線および説明会
・オープンハウスの開催日程 — P4

道路局企画課 TEL:045-671-2773 FAX:045-651-6527 <http://www.city.yokohama.jp/me/douro/plan/minaoshi/minaoshi.html>

〇〇区の将来の道路ネットワークを見直しています

各区版「見直しの素案（案）」

説明資料

「都市計画道路網の見直しの素案(案)」について(鶴見区)

- 鶴見区の「見直しの素案(案)」―― P1
- 全市の「見直しの素案(案)」―― P2, 3
- 優先整備路線および説明会・オープンハウスの開催日程―― P4

道路局企画課 TEL:045-671-2773 FAX:045-651-6527 <http://www.city.yokohama.jp/me/douro/plan/minaoshi/minaoshi.html>

鶴見区の将来の道路ネットワークを見直しています

横浜市では、社会状況の変化などに対応するため、平成16年度より横浜市の将来の幹線道路ネットワークとなる都市計画道路網の見直しを進めています。このたび、平成19年2月に行ったパブリックコメントでの市民の皆さまのご意見を踏まえ、個別路線・区間ごとに今後の取扱いを示した「見直しの素案(案)」を取りまとめましたので、お知らせします。



区分	優先的に事業着手する時期
整備済み*	――
事業中	■■■■■
存続候補 (現計画通り)	■■■■■ 第1期(H19~H27年度頃)
	■■■■■ 第2期(H28~H37年度頃)
	■■■■■ 未定
変更候補 (線形や幅員などの変更)	■■■■■ 第1期(H19~H27年度頃)
	■■■■■ 第2期(H28~H37年度頃)
	■■■■■ 未定
追加候補 (新たな計画)	●●●●● 第1期(H19~H27年度頃)
	●●●●● 第2期(H28~H37年度頃)
廃止候補	■■■■■

*の区分については、該当する路線がありません。
※整備済みには、「概成区間」(車道は確保されているが、歩道の幅が残るなど)も含まれます。

――	市界・区界
■■■■■	市街化調整区域
●●●●●	主な公園など
●	インターチェンジ(IC)など

番号	名称	延長(m)	区分
①~②	国道15号線	3,000	存続
③	国道357号線	3,900	存続
④	川崎町田線	1,100	存続
⑤	鶴見駅西口線	700	存続
⑥	鶴見三ツ沢線	2,900	存続
⑦~⑧	鶴見師岡線	3,400	⑦存続、⑧廃止
⑨	矢向線	400	存続
⑩~⑪	岸谷線	2,500	⑩変更、⑪存続
⑫~⑭	大田神奈川線	2,000	⑫変更、⑬⑭存続
⑮~⑯	浜町矢向線	2,500	存続
⑰	下野谷線	200	存続

鶴見区のまちづくり

- **道路の現状と課題**
 - ・東西方向の幹線道路は数多くありますが、南北方向の幹線道路は低地部での鶴見溝ノ口線のみで、慢性的に混雑しており、その解消が課題となっています。
 - **目標と方針**
 - ・農地・樹林地を保全・回復し、活用する――
 - ・獅子ヶ谷市民の森を保全します。
 - ・二ツ池を住民が利用できる緑地等として担保し、公共的空間としての活用を進めるにあたっては、都市計画道路大田神奈川線を二ツ池と調和するよう整備します。
 - ・**地域的な分断の解消を図る**――
 - ・JR東海道線等による地域的な分断を解消する道路の整備については、沿道の環境に十分配慮しながら検討を行います。
- ※「鶴見のまちづくり 横浜市都市計画マスタープラン・鶴見区プラン」より

「見直しの素案(案)」での考え方

- **川崎町田線(④)**については「存続候補」とし、末吉橋の架け替え時期に合わせ安全な歩行空間を確保するため、優先的に着手してまいります。
- **大田神奈川線(⑫)**については「存続候補」とし、高速横浜環状北線の(仮称)馬場出入口へのアクセスを強化するため、優先的に着手してまいります。
- **浜町矢向線(⑮)**については「存続候補」とし、鉄道による地域分断や、踏切事故の解消を図るため、優先的に着手してまいります。
- **岸谷線(⑩)**については、周辺の道路ネットワークを勘案し、主に乗用車や小型貨物車の通行に配慮した道路構造とするため「変更候補」とします。また、鉄道による地域分断や、踏切事故の解消を図るため、優先的に着手してまいります。
- **大田神奈川線(⑫)**(二ツ池付近)については、二ツ池の公園化と調和を図るため「変更候補」とし、二ツ池の公園整備の進捗よくにあわせ優先的に着手してまいります。
- **鶴見師岡線(⑧)**については、大田神奈川線および現道のバス通りが交通機能を代替できるため、獅子ヶ谷師岡特別緑地保全地区(獅子ヶ谷市民の森)の緑を保全し、「廃止候補」とします。
- **国土交通省が所管する国道15号線(①~②)、国道357号線(③)**については、市の幹線道路ネットワークを形成する上で重要な路線であり、周辺地域の交通の円滑化にも寄与することから、未着手区間の取扱いについて、国土交通省とも調整してまいります。

今後の計画と整備における留意事項

- 次の場合には、関連する都市計画道路の取扱いと整備について、その進捗よくに合わせて検討してまいります。
 - ・今後、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの面的整備、新たな鉄道連続立体交差事業など、まちづくりが具体化した場合
 - ・米軍施設返還後の土地利用の検討が具体化した場合
 - ・新たな自動車専用道路などの計画が具体化した場合
- 着手時期が未定の路線においても、渋滞差点の改良など必要性に応じて局所的な改善については引き続き行ってまいります。
- 優先的に着手する路線の着手時期については、道路整備関係予算が現在と同水準で推移するものとして想定しています。このため、財政状況や国の補助事業採択などの事情、着手済み事業の進捗状況などにより、着手時期が前後する可能性があります。

説明会とオープンハウスの開催日程およびご意見については、4ページをご覧ください。

「都市計画道路網の見直しの素案(案)」について(神奈川県)

- 神奈川区の「見直しの素案(案)」 P1
○全市の「見直しの素案(案)」 P2, 3
○優先整備路線および説明会・オープンハウスの開催日程 P4

道路企画課 TEL:045-671-2773 FAX:045-651-6527

http://www.city.yokohama.jp/me/douro/plan/minaoshi/minaoshi.html

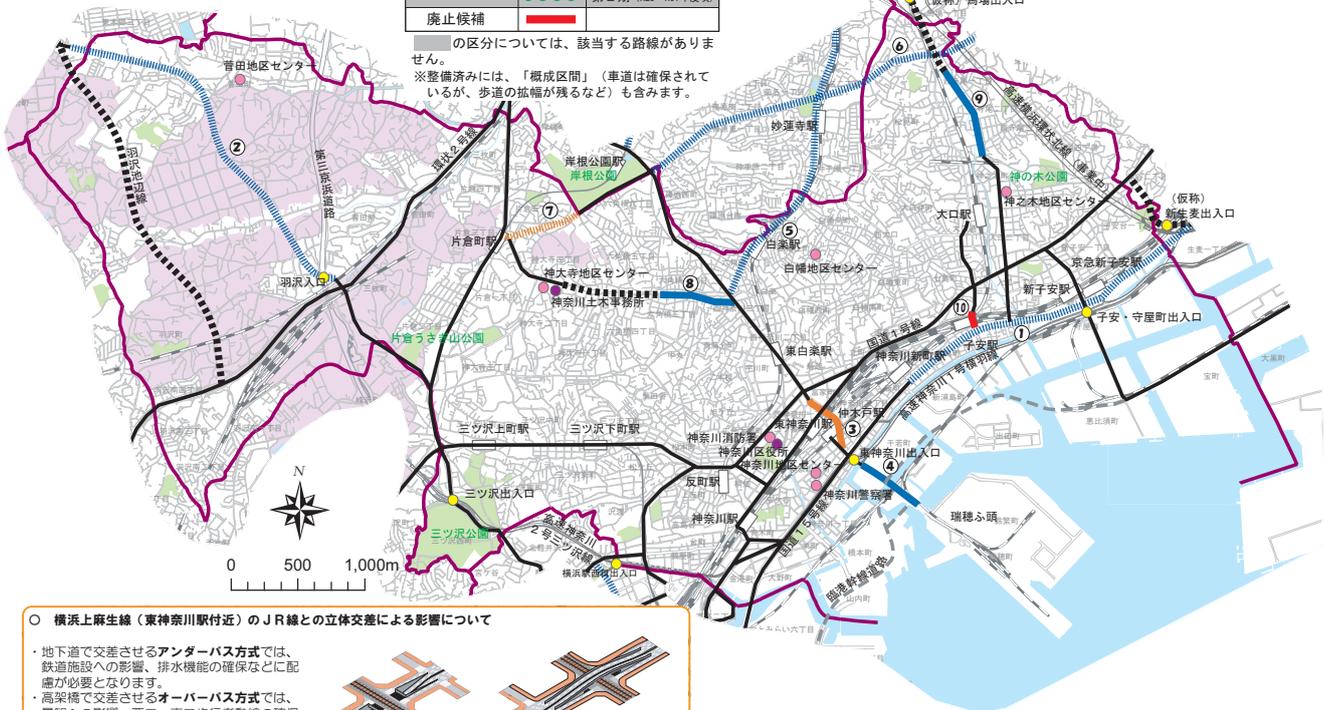
神奈川区の将来の道路ネットワークを見直しています

横浜市では、社会状況の変化などに対応するため、平成16年度より横浜市の将来の幹線道路ネットワークとなる都市計画道路網の見直しを進めています。このたび、平成19年2月に行ったパブリックコメントでの市民の皆さまのご意見を踏まえ、個別路線・区間ごとに今後の取扱いを示した「見直しの素案(案)」を取りまとめましたので、お知らせします。

凡例
市界・区界
市街化調整区域
主な公園など
インターチェンジ(1C)など

取扱いの凡例
区分
整備済み
事業中
存続候補
変更候補
追加候補
廃止候補

番号 名称 延長(m) 区分
① 国道15号線 2,200 存続
② 山下長津田線 2,700 存続
③ 横浜上麻生線 400 変更
④ 東神奈川線 500 存続
⑤ 東京丸子横浜線 1,000 存続
⑥~⑦ 鶴見三ツ沢線 1,300 ⑥存続、⑦変更
⑧ 六角橋線 600 存続
⑨ 大田神奈川線 800 存続
⑩ 大口線 100 廃止



の区分については、該当する路線がありません。
※整備済みには、「概成区間」(車道は確保されているが、歩道の拡幅が残るなど)も含まれます。

横浜上麻生線(東神奈川駅付近)のJＲ線との立体交差による影響について
地下道で交差させるアンダーパス方式では、鉄道施設への影響、排水機能の確保などに配慮が必要となります。
高架橋で交差させるオーバースペース方式では、景観への影響、西・東口歩行者動線の確保、周辺への日照・電波障害などに配慮が必要となります。
アンダーパス方式
オーバースペース方式
※具体的な立体交差の方式については、今後、都市計画変更に至る手続きの中で明らかにしてまいります。

説明会とオープンハウスの開催日程およびご意見については、4ページをご覧ください。

神奈川区のまちづくり

- 道路の現状と課題
・神奈川区の幹線道路等は、区内の南北方向では整備が進んでいますが、東西方向にはあまり進んでおらず、交通の円滑化が課題となっています。
○まちづくりの方針
・一たれもが利用しやすい交通基盤の整備
・大田神奈川線、臨港幹線道路、山下長津田線、羽沢池辺線、横浜上麻生線など幹線道路の整備を進め、区の骨格となる道路網を整備します。
・住宅地と最寄り駅や幹線道路を結ぶ地区幹線道路については、交差点改良やバスペイの整備などを進めて、バス交通の円滑化を図るとともに、可能な限り歩行者空間を確保し安全性の向上を図ります。また、既存の道路を活用して、区東西方向の交通の円滑化を図ります。
○東神奈川駅周辺のまちづくりの方向性
・都市計画道路横浜上麻生線のJＲ線との立体交差部分の整備を進め、内陸部と臨海部との交通の円滑化を図るとともに、東口駅前広場の交通混雑の軽減を図ります。
※「神奈川区まちづくりプラン(横浜市都市計画マスタープラン・神奈川区プラン)」より

「見直しの素案(案)」での考え方

- 東神奈川線(④)については「存続候補」とし、事業中の臨港幹線道路の新港心頭〜瑞穂心頭間とのネットワーク形成のため、優先的に着手してまいります。
●六角橋線(⑧)については「存続候補」とし、バス交通の円滑化、歩行者空間の安全性確保、区東西方向の交通の円滑化に寄与する路線として、事業中の区間に引き続き、優先的に着手してまいります。
●大田神奈川線(⑨)については「存続候補」とし、高速横浜環状北線の(仮称)馬場出入口へのアクセスを強化するため、優先的に着手してまいります。
●横浜上麻生線(③)(東神奈川駅付近)については、アンダーパス方式によるJＲ線との立体交差では、国道1号線交差点および国道15号線交差点の交通処理や、鉄道施設への影響も大きく困難であり、オーバースペース方式も含め様々な検討を進めてまいりましたが、いずれの方式でも困難性が高いことから、線形や幅員を見直す「変更候補」とします。また、内陸部と臨海部との交通の円滑化を図るとともに、東口駅前広場の交通混雑の軽減を図るため、優先的に着手してまいります。
●鶴見三ツ沢線(⑦)(片倉町駅付近)については、現道のバス通りを有効に活用し、「変更候補」とします。
●大口線(⑩)については、大田神奈川線により交通機能の代替が可能であるため、「廃止候補」とします。
●国土交通省が所管する国道15号線(①)については、市の幹線道路ネットワークを形成する上で重要な路線であり、周辺地域の交通の円滑化にも寄与することから、未着手区間の取扱いについて、国土交通省とも調整してまいります。

今後の計画と整備における留意事項

- 次の場合には、関連する都市計画道路の取扱いと整備について、その進捗に合わせて検討してまいります。
・今後、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの面的整備、新たな鉄道連続立体交差事業など、まちづくりが具体化した場合
・米軍施設返還後の土地利用の検討が具体化した場合
・新たな自動車専用道路などの計画が具体化した場合
○着手時期が未定の路線においても、渋滞交差点の改良など必要性に応じて局所的な改善については引き続き行ってまいります。
○優先的に着手する路線の着手時期については、道路整備関係予算が現在と同水準で推移するものとして想定しています。このため、財政状況や国の補助事業採択などの事情、着手済み事業の進捗状況などにより、着手時期が前後する可能性があります。

「都市計画道路網の見直しの素案(案)」について(西区)

道路局企画課 TEL:045-671-2773 FAX:045-651-6527

http://www.city.yokohama.jp/me/douro/plan/minaoshi/minaoshi.html

- 西区の「見直しの素案(案)」 --- P1
- 全市の「見直しの素案(案)」 --- P2, 3
- 優先整備路線および説明会・オープンハウスの開催日程 --- P4

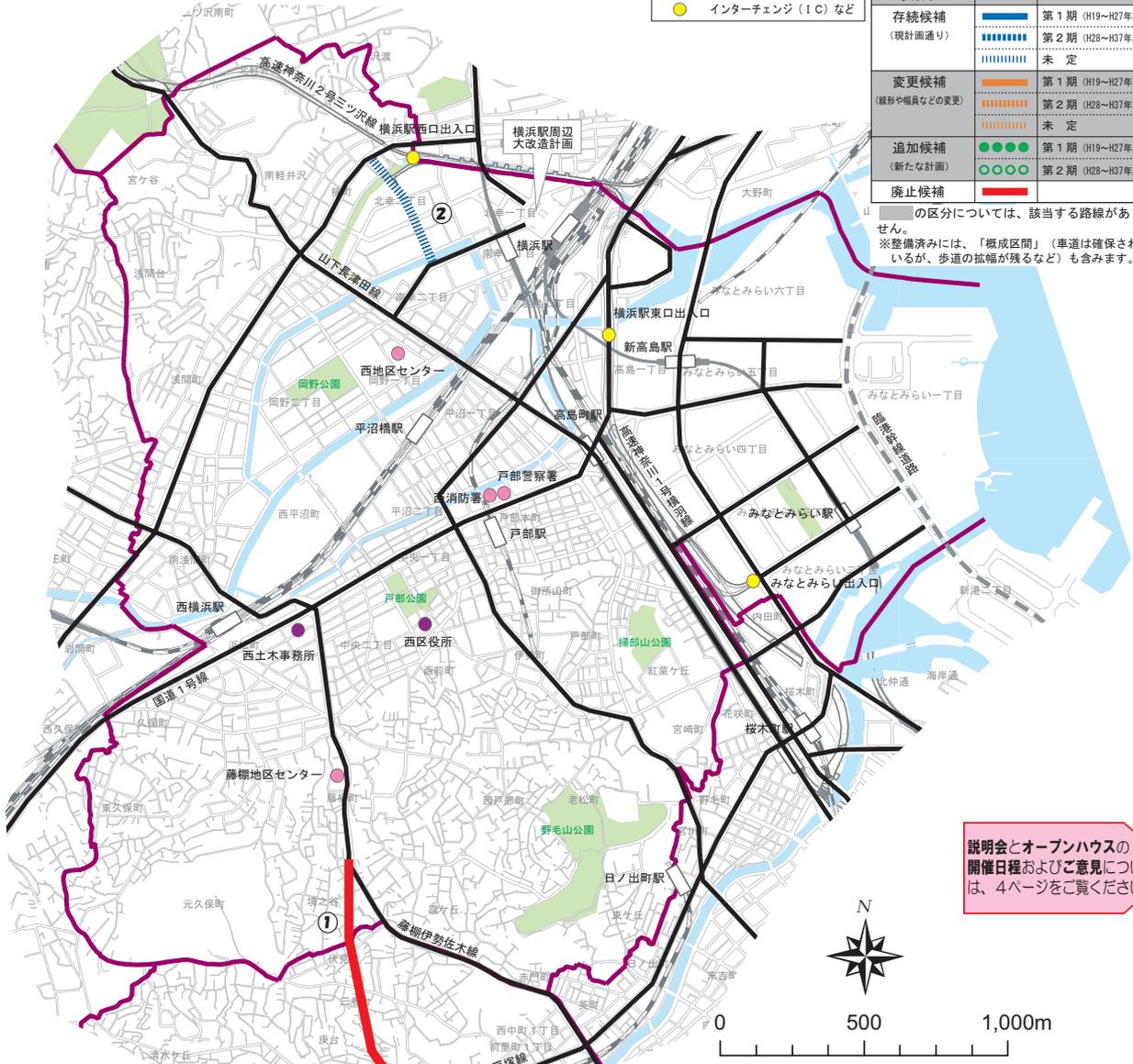
西区の将来の道路ネットワークを見直しています

横浜市では、社会状況の変化などに対応するため、平成16年度より横浜市の将来の幹線道路ネットワークとなる都市計画道路網の見直しを進めています。このたび、平成19年2月に行ったパブリックコメントでの市民の皆さまのご意見を踏まえ、個別路線・区間ごとに今後の取扱いを示した「見直しの素案(案)」を取りまとめましたので、お知らせします。

番号	名称	延長(m)	区分
①	磯子浜松町線	400	廃止
②	北幸線	400	存続

凡例	
	市界・区界
	主な公園など
	インターチェンジ(IC)など

取扱いの凡例		
区分	優先的に事業着手する時期	
整備済み*		
事業中		第1期(H19~H27年度頃)
		第2期(H28~H37年度頃)
		未定
変更候補 (線形や幅員などの変更)		第1期(H19~H27年度頃)
		第2期(H28~H37年度頃)
		未定
追加候補 (新たな計画)		第1期(H19~H27年度頃)
		第2期(H28~H37年度頃)
廃止候補		



説明会とオープンハウスの開催日程およびご意見については、4ページをご覧ください。

西区のまちづくり

- **道路の現状と課題**
西区は、横浜の開港以来、横浜市の中心として、市内でも早くから市街化が進んでおりますが、幹線道路の慢性的な渋滞や丘陵部の一部に見られる交通不便地域の解消、安全で快適な歩行者空間の確保などが課題となっています。
- **方針 一道路網の整備改善**
・幹線道路については、渋滞している交差点の改良や立体交差化の検討などを進め、交通の円滑化を図ります。また、横浜の都心臨海部の交通混雑を緩和するため、臨海幹線道路の整備を進めます。
・住宅地と最寄り駅や幹線道路を連絡する地区幹線道路等の改良などを進め、円滑な区内移動の実現をはかります。
※「西区まちづくり方針 横浜市都市計画マスタープラン・西区プラン」より
- **横浜駅周辺大改造計画**
横浜駅周辺について、地元と共有する将来像を見据え、「横浜の玄関口としてふさわしいまちづくり」の指針となる「横浜駅周辺大改造計画」の策定を進めています。

「見直しの素案(案)」での考え方

- **北幸線(②)**については「存続候補」とし、「横浜駅周辺大改造計画」の中で取扱いを検討してまいります。
- **磯子浜松町線(①)**については、桜木東戸塚線および藤棚伊勢佐木線により交通機能を代替できるため、「廃止候補」とします。

今後の計画と整備における留意事項

- 次の場合には、関連する都市計画道路の取扱いと整備について、その進捗に合わせて検討してまいります。
・今後、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの面的整備、新たな鉄道連続立体交差事業など、まちづくりが具体化した場合
・米軍施設返還後の土地利用の検討が具体化した場合
・新たな自動車専用道路などの計画が具体化した場合
- 着手時期が未定の路線においても、渋滞交差点の改良など必要性に応じて局所的な改善については引き続き行ってまいります。
- 優先的に着手する路線の着手時期については、道路整備関係予算が現在と同水準で推移するものとして想定しています。このため、財政状況や国の補助事業採択などの事情、着手済み事業の進捗状況などにより、着手時期が前後する可能性があります。

「都市計画道路網の見直しの素案(案)」について(中区)

道路局企画課 TEL:045-671-2773 FAX:045-651-6527

http://www.city.yokohama.jp/me/douro/plan/minaoshi/minaoshi.html

- 中区の「見直しの素案(案)」 --- P1
- 全市の「見直しの素案(案)」 --- P2, 3
- 優先整備路線および説明会・オープンハウスの開催日程 --- P4

中区の将来の道路ネットワークを見直しています

横浜市では、社会状況の変化などに対応するため、平成16年度より横浜市の将来の幹線道路ネットワークとなる都市計画道路網の見直しを進めています。このたび、平成19年2月に行ったパブリックコメントでの市民の皆さまのご意見を踏まえ、個別路線・区間ごとに今後の取扱いを示した「見直しの素案(案)」を取りまとめましたので、お知らせします。

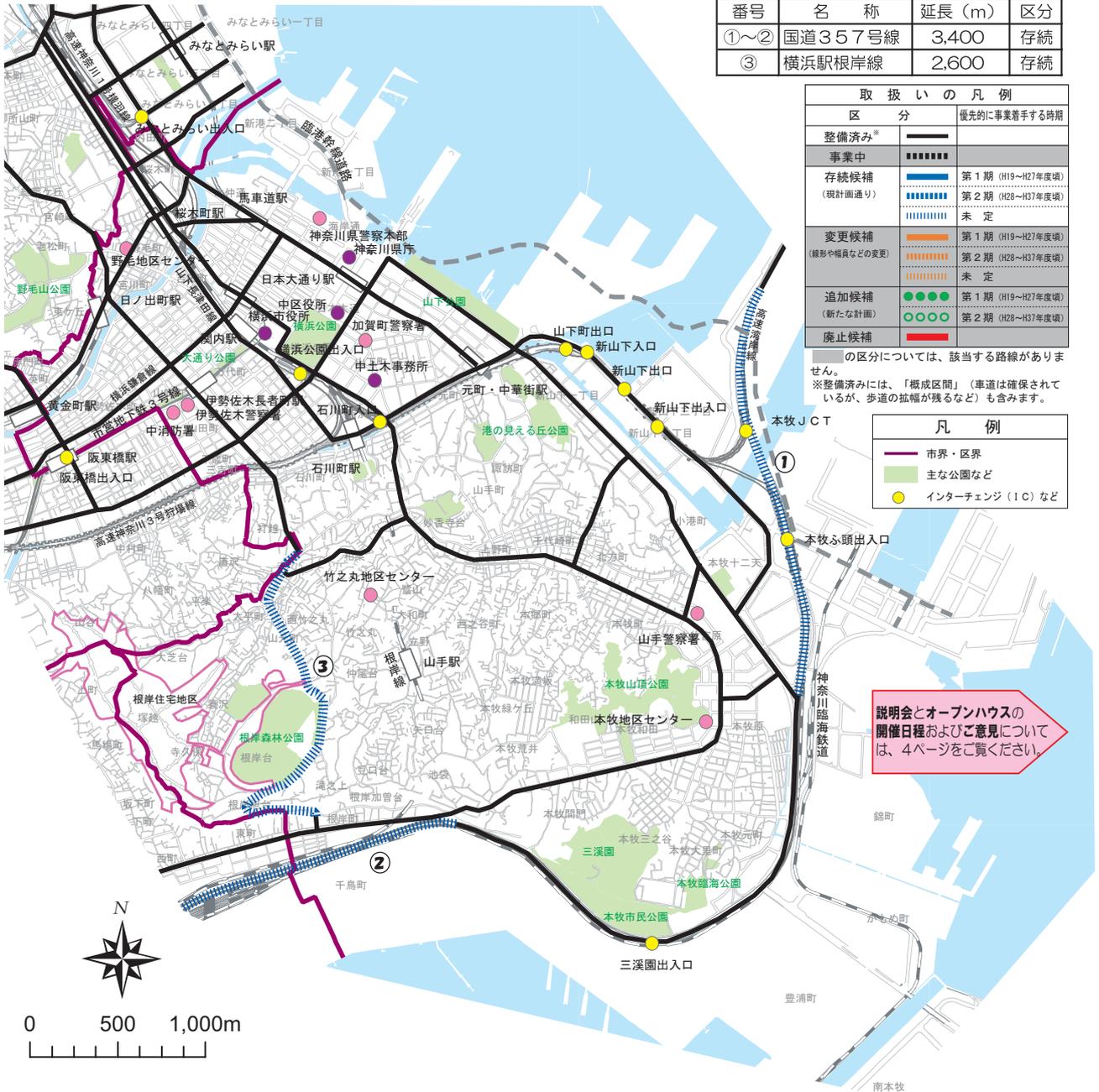
番号	名称	延長(m)	区分
①~②	国道357号線	3,400	存続
③	横浜駅根岸線	2,600	存続

取扱いの凡例		優先的に事業着手する時期
区	分	
整備済み*	——	
事業中	■■■■■	
存続候補 (現計画通り)	■■■■■	第1期(H19~H27年度頃)
	■■■■■	第2期(H28~H37年度頃)
	■■■■■	未定
変更候補 (線形や幅員などの変更)	■■■■■	第1期(H19~H27年度頃)
	■■■■■	第2期(H28~H37年度頃)
	■■■■■	未定
追加候補 (新たな計画)	●●●●●	第1期(H19~H27年度頃)
	●●●●●	第2期(H28~H37年度頃)
廃止候補	■■■■■	

*の区分については、該当する路線がありません。
※整備済みには、「概成区間」(車道は確保されているが、歩道の拡幅が残るなど)も含まれます。

凡例	
——	市界・区界
■	主な公園など
●	インターチェンジ(IC)など

説明会とオープンハウスの開催日程およびご意見については、4ページをご覧ください。



中区の道路整備について

- **道路の現状と課題**
中区内の都市計画道路は、概ね整備が完了していますが、国道357号線未整備区間周辺で朝夕を中心に交通渋滞が発生しています。
- **方針 - 公共交通や道路、歩行者ネットワークなどの交通ネットワークづくり**
・港湾関連交通をはじめ、臨海部の交通円滑化を図るために、国道357号線など幹線道路の整備を進めます。
・住宅地と最寄りの駅や幹線道路などを連絡する道路の整備を進めます。
※「中区まちづくり方針 横浜市都市計画マスタープラン・中区プラン」より

「見直しの素案(案)」での考え方

- **横浜駅根岸線(③)**は、バス交通の円滑化とともに、歩行者の安全確保のため、「存続候補」とします。
- 国土交通省が所管する**国道357号線(①~②)**については、市の幹線道路ネットワークを形成する上で重要な路線であり、臨海部の交通円滑化にも寄与することから、未着手区間の取扱いについて、国土交通省とも調整してまいります。

今後の計画と整備における留意事項

- 次の場合には、関連する都市計画道路の取扱いと整備について、その進捗よくに合わせて検討してまいります。
・ 今後、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの面的整備、新たな鉄道連続立体交差事業など、まちづくりが具体化した場合
・ 米軍施設返還後の土地利用の検討が具体化した場合
・ 新たな自動車専用道路などの計画が具体化した場合
- 着手時期が未定の路線においても、渋滞交差点の改良など必要性に応じて局所的な改善については引き続き行ってまいります。
- 優先的に着手する路線の着手時期については、道路整備関係予算が現在と同水準で推移するものとして想定しています。このため、財政状況や国の補助事業採択などの事情、着手済み事業の進捗状況などにより、着手時期が前後する可能性があります。

「都市計画道路網の見直しの素案(案)」について(南区)

- 南区の「見直しの素案(案)」 --- P1
- 全市の「見直しの素案(案)」 --- P2, 3
- 優先整備路線および説明会・オープンハウスの開催日程 --- P4

道路局企画課 TEL:045-671-2773 FAX:045-651-6527 <http://www.city.yokohama.jp/me/douro/plan/minaoshi/minaoshi.html>

南区の将来の道路ネットワークを見直しています

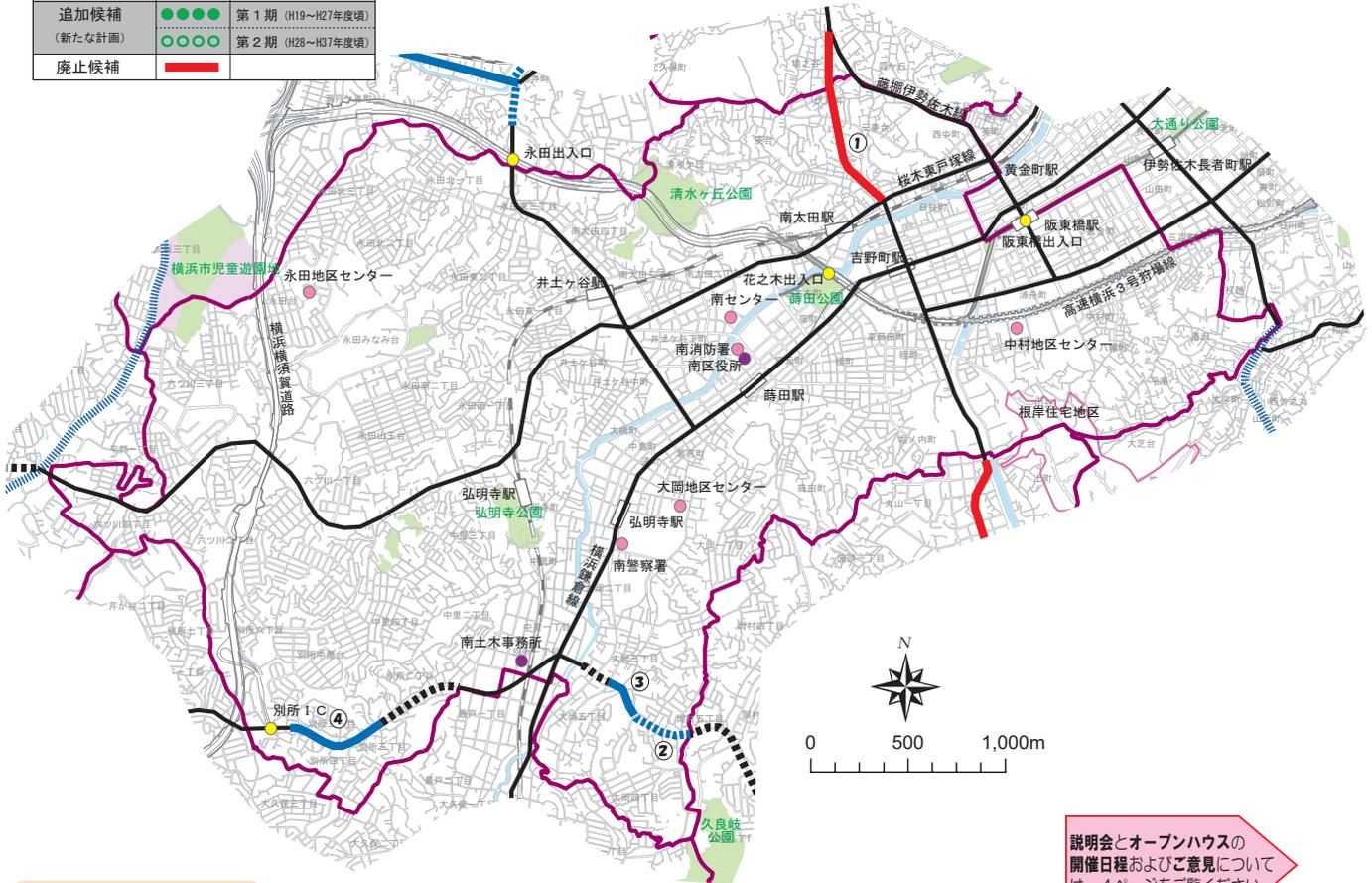
横浜市では、社会状況の変化などに対応するため、平成16年度より横浜市の将来の幹線道路ネットワークとなる都市計画道路網の見直しを進めています。このたび、平成19年2月に行ったパブリックコメントでの市民の皆さまのご意見を踏まえ、個別路線・区間ごとに今後の取扱いを示した「見直しの素案(案)」を取りまとめましたので、お知らせします。

取扱いの凡例	
区分	優先的に事業着手する時期
整備済み*	——
事業中	■■■■■
存続候補 (現計画通り)	■■■■■ 第1期 (H19~H27年度頃)
	■■■■■ 第2期 (H28~H37年度頃)
	■■■■■ 未定
変更候補 (線形や幅員などの変更)	■■■■■ 第1期 (H19~H27年度頃)
	■■■■■ 第2期 (H28~H37年度頃)
	■■■■■ 未定
追加候補 (新たな計画)	●●●●● 第1期 (H19~H27年度頃)
	●●●●● 第2期 (H28~H37年度頃)
廃止候補	■■■■■

凡例	
——	市界・区界
■■■■■	市街化調整区域
■■■■■	主な公園など
●	インターチェンジ(IC)など

■の区分については、該当する路線がありません。
*整備済みには、「概成区間」(車道は確保されているが、歩道の幅が残るなど)も含まれます。

番号	名称	延長(m)	区分
①	磯子浜松町線	700	廃止
②~④	汐見台平戸線	1,000	存続



説明会とオープンハウスの開催日程およびご意見については、4ページをご覧ください。

南区のまちづくり

- **道路の現状と課題**
南区は、鉄道や幹線道路などの交通環境が比較的整っている反面、狭い道路や行き止まり道路、坂道などが多く、生活道路としての機能が弱くなっています。子ども・高齢者・障害者が日常生活を送る上での道路交通の安全性や、災害時の救援活動や避難行動にも不安のある住宅地も多くあります。
- **まちづくりの方針**
- **自動車専用道路・幹線道路・地区幹線道路の整備**
・幹線道路・地区幹線道路については、都市計画道路である汐見台平戸線等の整備を進めます。また、幹線道路・地区幹線道路の整備にあたっては、歩道の整備および段差の改善をはかります。
- **身近な生活道路の整備**
・身近な生活道路については、事業者や沿道地権者との協力によって、歩道の傾斜や段差の改善、電柱の移設、歩行スペースの確保などを進め、だれにも安全な道路環境を整備します。
- **狭い道路の整備促進**
・緊急車両等が入りにくい幅員4m未満の狭い道路については、住民同士が話し合っそれぞれがセットバックすることによって、道路の拡幅を進めます。特に「狭い道路整備促進路線」を中心に、その拡幅を促進します。
*「南区のまちづくり 横浜市都市計画マスタープラン・南区プラン」より

「見直しの素案(案)」での考え方

- **汐見台平戸線(②~④)**については「存続候補」とし、バス交通の円滑化とともに、安全な歩行空間を確保するため、事業中区間に引き続き優先的に着手してまいります。
- **磯子浜松町線(①)**については、桜木東戸塚線および藤棚伊勢佐木線により交通機能を代替できることから、「廃止候補」とします。
なお、「廃止候補」区間の沿道の「三春台地区」は、密集住宅市街地となっていることから、「いえ・みちまち改善事業」などにより、防災性の向上と住環境の改善を図ってまいります。

今後の計画と整備における留意事項

- 次の場合には、関連する都市計画道路の取扱いと整備について、その進捗に合わせて検討してまいります。
・ 今後、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの面的整備、新たな鉄道連続立体交差事業など、まちづくりが具体化した場合
・ 米軍施設返還後の土地利用の検討が具体化した場合
・ 新たな自動車専用道路などの計画が具体化した場合
- 着手時期が未定の路線においても、渋滞交差点の改良など必要性に応じて局所的な改善については引き続き行ってまいります。
- 優先的に着手する路線の着手時期については、道路整備関係予算が現在と同水準で推移するものとして想定しています。このため、財政状況や国の補助事業採択などの事情、着手済み事業の進捗状況などにより、着手時期が前後する可能性があります。

「都市計画道路網の見直しの素案(案)」について(港南区)

- 港南区の「見直しの素案(案)」 P1
○全市の「見直しの素案(案)」 P2, 3
○優先整備路線および説明会・オープンハウスの開催日程 P4

道路企画課 TEL:045-671-4306 FAX:045-651-6527

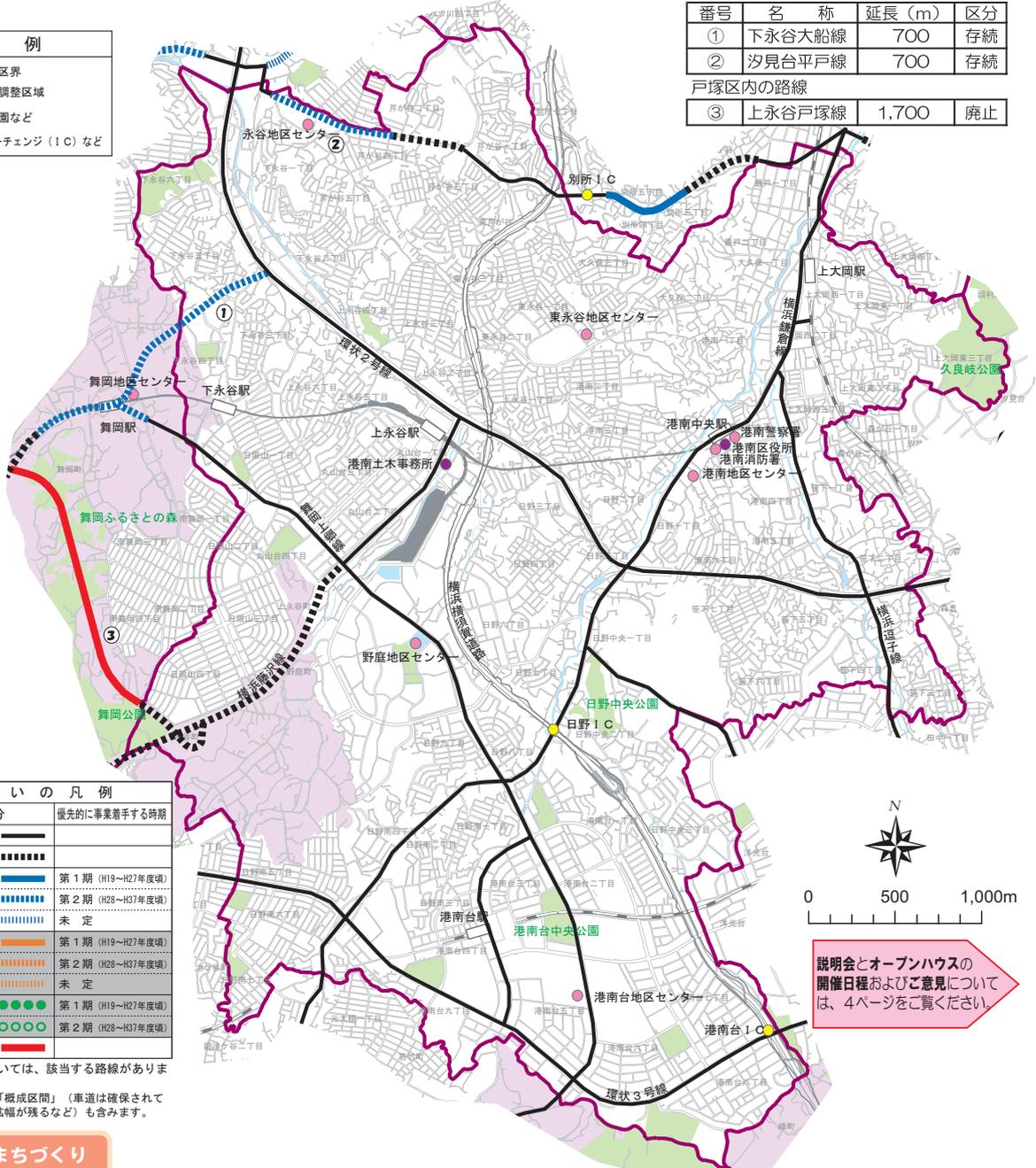
http://www.city.yokohama.jp/me/douro/plan/minaoshi/minaoshi.html

港南区の将来の道路ネットワークを見直しています

横浜市では、社会状況の変化などに対応するため、平成16年度より横浜市の将来の幹線道路ネットワークとなる都市計画道路網の見直しを進めています。このたび、平成19年2月に行ったパブリックコメントでの市民の皆さまのご意見を踏まえ、個別路線・区間ごとに今後の取扱いを示した「見直しの素案(案)」を取りまとめましたので、お知らせします。

凡例
市界・区界
市街化調整区域
主な公園など
インターチェンジ(IC)など

番号 名称 延長(m) 区分
① 下永谷大船線 700 存続
② 汐見台平戸線 700 存続
③ 上永谷戸塚線 1,700 廃止



取扱いの凡例
区分 優先的に事業着手する時期
整備済み
事業中
存続候補(現計画通り)
変更候補(線形や幅員などの変更)
追加候補(新たな計画)
廃止候補

説明会とオープンハウスの開催日程およびご意見については、4ページをご覧ください。

港南区のまちづくり

- 道路の現況と課題
区内の環状2号線を境に計画的に開発された南側地区の地区幹線道路は概ね整備されていますが、北側の地区については、区内を東西に結ぶ地区幹線道路の整備が遅れています。
○ まちづくり方針(道路関連)
横浜緑環線などの幹線道路とともに、拠点、地域間を結ぶ交通の円滑化を図るため、地区幹線道路の整備を推進します。

今後の計画と整備における留意事項

- 次の場合には、関連する都市計画道路の取扱いと整備について、その進捗に合わせて検討してまいります。
・ 今後、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの面的整備、新たな鉄道連続立体交差事業など、まちづくりが具体化した場合
・ 米軍施設返還後の土地利用の検討が具体化した場合
・ 新たな自動車専用道路などの計画が具体化した場合
○ 着手時期が未定の路線においても、渋滞差点の改良など必要性に応じて局所的な改善については引き続き行ってまいります。
○ 優先的に着手する路線の着手時期については、道路整備関係予算が現在と同水準で推移するものとして想定しています。

「見直しの素案(案)」での考え方

- 下永谷大船線(①)については「存続候補」とし、本市の主要な幹線道路である環状2号線とのアクセス強化を図るため、優先的に着手してまいります。
● 汐見台平戸線(②)については「存続候補」とし、区の北側地区における東西方向を結ぶ路線として重要な路線であることから、事業中間に引き続き、優先的に着手してまいります。
● 上永谷戸塚線(③)については、周辺に代替の道路ネットワーク(横浜緑環線～舞岡上郷線～下永谷大船線など)があることや、豊かな環境資源としての「舞岡ふるさとの森」などを考慮し、「廃止候補」とします。

「都市計画道路網の見直しの素案(案)」について(保土ヶ谷区)

- 保土ヶ谷区の「見直しの素案(案)」 — P1
- 全市の「見直しの素案(案)」 — P2, 3
- 優先整備路線および説明会・オープンハウスの開催日程 — P4

道路企画課 TEL:045-671-4306 FAX:045-651-6527

http://www.city.yokohama.jp/me/douro/plan/minaoshi/minaoshi.html

保土ヶ谷区の将来の道路ネットワークを見直しています

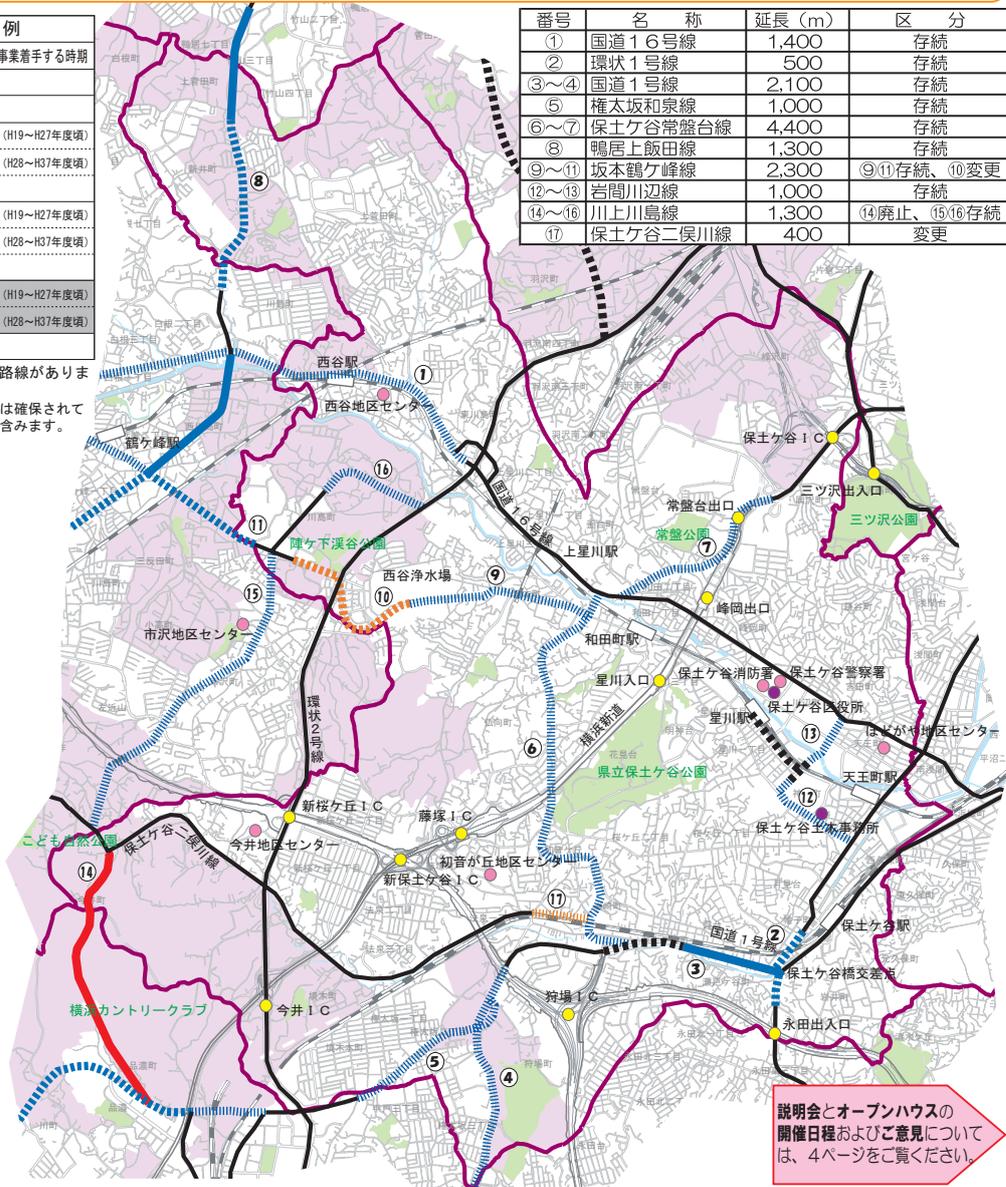
横浜市では、社会状況の変化などに対応するため、平成16年度より横浜市の将来の幹線道路ネットワークとなる都市計画道路網の見直しを進めています。このたび、平成19年2月に行ったパブリックコメントでの市民の皆さまのご意見を踏まえ、個別路線・区間ごとに今後の取扱いを示した「見直しの素案(案)」を取りまとめましたので、お知らせします。

取扱いの凡例		
区分	優先的に事業着手する時期	
整備済み*	——	
事業中	■■■■■	
存続候補 (現計画通り)	■■■■■	第1期(H19~H27年度頃)
	■■■■■	第2期(H28~H37年度頃)
	■■■■■	未定
変更候補 (幅員や幅員などの変更)	■■■■■	第1期(H19~H27年度頃)
	■■■■■	第2期(H28~H37年度頃)
	■■■■■	未定
追加候補 (新たな計画)	●●●●●	第1期(H19~H27年度頃)
	●●●●●	第2期(H28~H37年度頃)
廃止候補	■■■■■	

*の区分については、該当する路線がありません。
※整備済みには、「概成区間」(車道は確保されているが、歩道の拡幅が残るなど)も含まれます。

凡例	
——	市界・区界
■■■■■	市街化調整区域
■	主な公園など
●	インターチェンジ(I.C.)など

番号	名称	延長(m)	区分
①	国道16号線	1,400	存続
②	環状1号線	500	存続
③~④	国道1号線	2,100	存続
⑤	権太坂和泉線	1,000	存続
⑥~⑦	保土ヶ谷常盤台線	4,400	存続
⑧	鴨居上飯田線	1,300	存続
⑨~⑪	坂本鶴ヶ峰線	2,300	⑨⑪)存続、⑩)変更
⑫~⑬	岩間川辺線	1,000	存続
⑭~⑯	川上川島線	1,300	⑭)廃止、⑯)存続
⑰	保土ヶ谷二俣川線	400	変更



保土ヶ谷区の道路状況

- **現状と課題**
区内の道路は、帷子川・今井川沿いの低地部に幹線道路が集中し、丘陵部と川沿いの地域を結ぶ生活の軸となる道路整備が必ずしも十分とはいえません。
- **目標(道路関連)**
国道1号線、16号線、環状2号線を骨格とし、区を縦貫する高速道路とあわせて、区内をはじめ区外への移動など、市域中央部での円滑な交通の流れを担うとともに、区民生活の利便性を向上させる道路整備が求められています。
※参考:「保土ヶ谷区まちづくり計画 横浜市都市計画マスタープラン・保土ヶ谷区プラン」

「見直しの素案(案)」での考え方

- **環状1号線(②)**については「存続候補」とし、本市の主要な幹線道路ネットワークを形成する上で重要な路線であることから、優先的に着手してまいります。
- 横浜市が維持管理する保土ヶ谷橋付近の**国道1号線(③)**については「存続候補」とし、本市の主要な幹線道路のネットワークを構築するため、優先的に着手してまいります。
- **鴨居上飯田線(⑧)**については「存続候補」とし、バス交通の円滑化や安全な歩行者空間の確保などのため、事業中間区間に引き続き、優先的に着手してまいります。
- **坂本鶴ヶ峰線(⑩)**の陣ヶ下浜谷公園付近から西谷浄水場前の区間については、環状2号線との交差点形状に課題があることから、「変更候補」とします。また、同区間については、環状2号線とのアクセス強化のため、旭区境の区間(⑪)と合わせて、優先的に着手してまいります。
- **保土ヶ谷二俣川線(⑰)**のJR東海道線と並行し保土ヶ谷常盤台線に取り付く区間については、既存の道路を有効に活用することにより、道路ネットワークが形成されることから、「変更候補」とします。
- **川上川島線(⑭)**の保土ヶ谷二俣川線と権太坂和泉線(戸塚区)を結ぶ区間については、交通機能を代替する現道があることや、当該区間の周辺がゴルフ場となっている市街化調整区域のため市街地形成が見込まれないことから、「廃止候補」とします。
- 国土交通省が所管する**国道16号線(①)**については、市の幹線道路ネットワークを形成する上で重要な路線であり、周辺地域の交通の円滑化にも寄与することから、未着手区間の取扱いについて、国土交通省とも調整してまいります。

今後の計画と整備における留意事項

- 次の場合には、関連する都市計画道路の取扱いと整備について、その進捗に合わせて検討してまいります。
・ 今後、土地地区整理事業や市街地再開発事業などの面的整備、新たな鉄道連続立体交差事業など、まちづくりが具体化した場合
・ 米軍施設返還後の土地利用の検討が具体化した場合
・ 新たな自動車専用道路などの計画が具体化した場合
- 着手時期が未定の路線においても、渋滞交差点の改良など必要性に応じて局所的な改善については引き続き行ってまいります。
- 優先的に着手する路線の着手時期については、道路整備関係予算が現在と同水準で推移するものとして想定しています。このため、財政状況や国の補助事業採択などの事情、着手済み事業の進捗状況などにより、着手時期が前後する可能性があります。

説明会とオープンハウスの開催日程および意見については、4ページをご覧ください。